

政令第 号

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年六月一日とする。

理由

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。